

三重とこわか国体亀山市弁当調達要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他の関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等と連携を図り、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的・効果的な発注・提供を行う。

4 対象および実施期間

- (1) 選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定および取消し

- (1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設の選定基準を満たす弁当調製施設を関係機関等の協力を得て、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、三重とこわか国体亀山市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法等関係法令に基づく許可の取消、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。

エ その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

6 弁当の引換

弁当引換所の設置および弁当の保管等の弁当引換業務については、弁当引換所を競技会場内に設置し衛生上の安全確保を最大限考慮する。

7 弁当容器等の回収

- (1) 実行委員会は、弁当引換所に弁当容器等の回収箱等を設置し、回収を行うものとする。
- (2) 指定弁当調製施設は、実行委員会が指定する時間に、納入した弁当容器等を回収するものとする。

8 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部又は一部を、関係団体等に委託できるものとする。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調達については、この要項を準用する。

(様式第1号)

三重とわか国体亀山市弁当調製施設指定書

年 月 日

様

三重とわか国体・三重とわか大会
亀山市実行委員会 会長 櫻井 義之

三重とわか国体における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	